

# 東と弁往來

## 第64回 法テラス茨城法律事務所



茨城県弁護士会会員  
辻 唯花 (68期)

2015年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。  
渋谷パブリック法律事務所にて養成を受ける。  
2017年1月茨城県弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス茨城法律事務所  
(茨城県水戸市)

### 1. はじめに

#### (1) 自己紹介

68期の辻唯花と申します。私は、平成28年の1月から1年間、当会の公設事務所として平成30年3月末まで設置されていた弁護士法人渋谷パブリック法律事務所にて養成を受けた後、平成29年1月付けで、茨城県水戸市にある法テラス茨城法律事務所へ赴任しました。

#### (2) 養成事務所での経験

養成事務所には、多種多様な専門分野をお持ちの先輩方が複数名所属されており、一緒に事件を担当させていただくことができたため、債務整理事件、家事事件、一般民事事件の他にも、外国人に関する事件や金融商品に関する事件など、様々な分野の事件を経験することができました。

### 2. 茨城県(水戸市周辺)の魅力

私は、現在の事務所へ赴任するまで一度も茨城県を訪れたことがありませんでしたが、約2年半で知った茨城県の魅力をほんの少し紹介します。



偕楽園の梅

まずは、自然が本当に豊かです。たとえば、水戸市にある偕楽園の梅、ひたちなか市にある国営ひたち海浜公園の



あんこう鍋

ネモフィラやコキア、さらに大子町にある袋田の滝などは、自然の美しさと雄大さを感じさせてくれます。

つぎに、食べ物が美味しいです。自然の豊かさに比例するように、素晴らしい農作物が沢山あり、いちご(いばらキッス)やリンゴなど季節の作物を楽しんでいます。また、最近テレビでも紹介されたサザコーヒーもオススメです。

### 3. スタッフ弁護士としての活動

#### (1) 茨城県内の法テラスの概要

茨城県内には、地方事務所が水戸にあり、スタッフ弁護士が勤務する法律事務所は、当事務所の他に牛久と下妻にあります。現在、スタッフ弁護士は、水戸3名、牛久1名、下妻2名体制となっており、県北・県央エリアを水戸、鹿行エリアを水戸と牛久、県南エリアを牛久、県西エリアを下妻がそれぞれ担当しています。

#### (2) 当事務所の概要

当事務所は、地方事務所へ併設された、いわゆる本所型の事務所なので、所属するスタッフ弁護士が受任する事件は、基本的に民事法律扶助事件および国選事件になります。

民事事件の内訳としては、債務整理事件が圧倒的に多く、次いで離婚等の家事事件、一般民事事件となっています。

刑事事件は、当番弁護、被疑者国選等が名簿に従って配点され、裁判員裁判事件を受任する場合があります。

特に、民事事件の法律相談に関しては、平成23年の東日本大震災発生時に適用された災害救助法の対象地域に茨城県の大部分が指定されているため、民事

法律相談援助とは別の「震災法律相談援助」を利用することができます。

この震災法律相談援助は、震災発生時に対象地域に居住していれば、資力要件を問わずに無料で法律相談を受けることができる制度です。

上記(1)で書きました当事務所の担当エリアは、全て対象地域に該当しているので、日々多くのご相談をいただいています。

### (3) 関係機関との連携

茨城県内の法テラスの法律事務所へ赴任された歴代の先輩方が、行政・福祉・医療機関等の関係機関との連携・信頼関係を築いて下さっており、これらを引き継いで関係機関の方々との連携を深めています。

#### ① 地方協議会

茨城地方事務所および茨城県内に赴任しているスタッフ弁護士全員が共同して、毎年1回、地方協議会を実施しています。

地方協議会は、茨城県内の各関係機関にお声がけをして、例年200名程度のご参加をいただいています。

地方協議会では、法テラスの業務説明および3つのテーマごとの分科会（昨年は成年後見制度、債務整理問題、女性を取り巻く法律問題の3つでした）の実施をしています。分科会では、主にテーマに関連する法制度や手続きに関する説明の後、参加者の方からの事例紹介、参加者全員での意見交換等を行っています。

事例紹介の内容は、どの機関でも抱えている問題であることが多く、弁護士が持っている法律知識だけでは解決できない問題であることがほとんどです。

こういった内容の事例を参加者間で共有し、どのような解決が当該事例にとって最も適切か、そのためにはどういった方法が採れるか等を様々な切り口から検討できることは、取り組みとして非常に意味があると感じています。

#### ② 講演会

各関係機関から、各分野の法律問題や法制度、法テラスの活動についての講演会のご依頼をいただいています。

当事務所に関して言えば、平均すると月1件は何らかの講演のご依頼をいただいていることとなります。

内容としては、法定後見制度や債務整理に関するものが多い傾向にあります。いずれの講演についても、弁護士が直接説明をすることによって正確な法律知識を得ていただくこと、法律相談の敷居が低くなることなどを目指して取り組んでいます。



地方協議会の様子

#### ③ ホットライン・出張相談

当事務所では、法律問題を抱える当事者の方を支援する関係機関の方々から法律事務所にお電話をいただき、支援内容に関する法的なアドバイスや活用できる法律制度のご紹介等を行う、ホットラインという活動を行っています。

ホットラインでご相談いただいた内容から、弁護士による法律相談が必要と判断した場合には、事務所での法律相談や行政機関の会議室や当事者の方の入所先等での出張法律相談の実施につなげています。

#### ④ その他の活動

私の前任の弁護士が犯罪被害者支援に熱心に取り組んでおり、私自身も同分野に以前から関心があったことから、県内で犯罪被害者支援を担っている茨城県警察やいばらき被害者支援センター等の関係機関との連携活動を継続して行っています。

## 4. おわりに

赴任前は、初めて訪れる土地でスタッフ弁護士としてやっていけるのか不安でいっぱいでした。実際、現在の事務所へ赴任してからは、未経験の相談や事件に直面することがしばしばありました。

しかし、当会および養成事務所を得た知識や経験があったことから、未経験の事件等でも立ち向かうことができたと感じています。

また、法律事務所の同僚や事務員さん、地方事務所の職員さんから心強いサポートを得られていること、何より茨城県弁護士会の会員の方々に温かく迎え入れていただいていることから、赴任前に抱えていた不安は消え、現在では充実した日々を送っています。

気が付けば今年で弁護士として4年目、茨城県に赴任して3年目を迎えます。

当会および茨城県弁護士会で経験させていただいたことを基礎に、更にスキルアップを図り、今後も日々の仕事に全力で取り組んでいきたいと思っています。